

目 次

自1956年7月

一九五六年第三回大宜味村議会臨時議会会議録 1

一九五六年度第四回（定例）議会議事録 3

一九五六年第五回大宜味村定例議会会議録 6

至1957年

一九五七年度第一回大宜味村臨時議会会議録 10

一九五七年度第二回大宜味村定例議会会議録 16

一九五七年度第三回大宜味村定例議会会議録 26

一九五七年九月五日第五回定例議会会議録 31

一九五七年第六回臨時議会議事録 35

一九五七年第七回（定例）村議会議事録 38

※目次は復刻版の為、作成しました。

一九五七年第三回大塩味村臨時議会合弁裁録

開会日時 七月二十四日午後四時四十五分 於村役所会議室
閉会日時 同日 午後六時五十分 於村役所会議室

出席議員、議長大山茂(議長、具志堅朝一、反野司喜一、吉増福一、宮崎仙橋、
矢野輝彦、大澤進、香宮保長、津波右新助、前田善彦、吉野剛(宮城文正
山城保弘(十三名)

欠席議員、大城記光 平賀作三(三名) 欠員一名

参事、村長(吉里金次郎、は大塩味正故古自委、合議議長としての職権)
大塩味正故古自委、合弁計係(東武郎)

書面記(神山正三)本日の何故事件、一九五七年度大塩味正故古自委(特借人保証)の
裁長開会致しませ、出席十三名 欠席三名でありませ

署名人裁長指名、津波右新助ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり)
係異議なしと認め、十番、十二番議員(津波右新助、前田善彦)に
裁長提出裁案説明を求めらる為、村長(兼議長)正故古自委、合の合係係の
参事を求めし、なから左ごう報告し、裁事に入りませ
日程人上提出しませ

書記(裁案第十一号(一九五七年度大塩味正故古自委(特借人保証)の
裁案小冊)朗読をす)

議長、合の裁案、ついで当向の提案説明があれ承り、
村長(正故古自委、合議長)が説明申し上げ、一九五七年度放六月税賦課徴収
迄に三ヶ月以上の放定月期間があり、年度始の人性意、ついで合計係保母十九
名、学校志士四名の総額、約七万、亦、記、人名、高、取、金、が、参、万、余、亦、が、要
する、概、拾、万、亦、は、足、り、不、が、滞、納、税、の、取、理、に、依、り、と、定、定、し、不、大、亦、

校長 休想の件につき、午後四時三十分

(休想中の要旨の次の通り)

校長 以上名高校の負債、金庫万金に上り、説明を承る

参事(村長) 敬告予、亦関係で、議会の要決を必要とする法文がある

それは、敬告月法中七条の規程、及び、要は人件費、及び、以上名高校

の負債、金庫に上り、従来、百八十名の採用学生が一五〇名に減員、及び、

逓合、是、委員会、会では、重大問題として、三十名の生徒の、採用、及び、二名の

敬告、が、必要と、ある、その、俸給、及び、地、敬告、有、委員、会の、分、担、と、決定、に、あ、つ、た、

次に、会計係の俸給、学校、在、始、人、約、種、園、保、母、の、俸、給、何、れ、も、亦、年、度、費、

と、奉、給、四、名、の、一、日、の、手、当、三、五、〇、〇、の、年、計、上、同、分、の、増、額、に、つ、い、て、の、要、決、で、す、

校長 委員、手、当、の、一、日、三、五、〇、〇、の、増、額、に、つ、い、て、は、?

参事(村長) 法、に、よ、つ、て、敬、告、の、議、会、に、よ、り、低、額、で、あ、つ、て、は、亦、ら、亦、ら、之、の、あ、つ、た、い、る、為、と、

ま、う、に、し、た、月、額、に、す、る、と、校、長、の、三、五、〇、〇、と、同、額、に、あ、る、

校長 敬告予、算、金、額、の、説、明、を、承、め、ま、す、

参事(東、会、計、係) 別、紙、予、算、書、に、お、り、才、入、才、出、説、明、を、承、る、

校長 再、用、と、お、す、(午後五時五十分)

借入金との関連もあり、休想中で充て、検討、し、た、通、り、人、件、費、の、甚、深、

が、法的、根、拠、に、あ、る、も、の、で、す、か、ら、(將、借、入、保、証、と、一、括、可、決、し、て、は、如、何、が、で、す、か、

御、異、議、あ、り、ま、せ、ん、か、(異、議、亦、し、と、許、ぶ、者、多、数、あ、り、) 御、異、議、亦、し、と、認、め、確、定、

に、し、ま、す、。 閉、会、に、な、し、ま、す、。 午後、六、時、五、分

右、校、事、録、相、當、に、あ、り、ま、す、と、

一九五〇年七月二十七日

校長
十番
十三番

人等が作てふく団体組合等を村長として申請次第現地調査したる他付期固
が現況に三ヶ年とあるが二ヶ年にして問題促進しては(数字から三ヶ年は長くと云ふ者あり)
五番(宮崎福)二ヶ年申請に替へて三ヶ年でやれよと程独白的商榷取得の慮水がある
と云(宮崎仙祐)村産業振興と替へて

公署(大津直秀)候に一此の中キ七反農地施したる。残りはどうする
参事(村長)一應暫く解除してから更だ折衝約して云い

副村長休職を乞ふ(午の十一時五分)再開し参事(十一時二十分)第十三号提案は次
上程して提案十五号海邊林の購入と云い(吾記朗読)

十二番(前日善秀)海邊林購入だが將來発展する見通しがあるか
参事(收入使)孤島老の海邊林に感念に活路運輸しては。その上独立企業を建てるたの各々
村。現在持株を同数の株が割当りされているから明らに見通しに持てる

十三番(前日善秀)税外收入の少い村として明らに見通しがあるれば替へて成する

三番(宮崎福)購入に替へて成する取所の日本海邊地を企業の結果を知り悉してはるから
八番(大津直秀)各町村が株主とすれば住民代表としての発言権があるから替へて成

副村長 昭々と替へて成意見で云から確定議付し十四号提案各条一部改正上程
吾記朗読、副村長休職を乞ふ(午の十一時四分)再開十三時

副村長提案第十四号提案あり云い(要議ありと時、参事多数)而も決まると認め確定
したる三ヶ年、次は提案十五号の起債について上程し参事。吾記朗読

参事(村長)仰承知り、通り政府補助金で施設がなすれとある団体で事業執行しよと議
助金の用途命令を受けねばならぬので早急と提案して税外収入源に云ふるの借入
たへ復金も借入を勧めてはる償還の手法を整理してはる。財源の計画
をその他について云い政当局とも折衝甚だしく。休職十二時五分

副村長再開(十三時二〇分)休職中に検討しきしを通り取り敢えず十頭程度の畜
牛を購入するたの起債するごとくして確定議付し(替へて成の参事多数)

別於本第十五号附錄追加更正の件に上程し奉り(吾記附録)
奉之(村長)予陳其案成案後更正の止む亦言下至之矣。主として戸籍関係の即後。渡り
自治体事務会様各に之の別紙の要致を通り財政補助金交付金の増額に約三万亦受給
之様御限恩恵甚深建之可附金割当亦一万五千亦予以兼措置が有れ之亦之追加し
増統七国難之交付金の増額から支出し之(休憩日將之)収入使別紙提明
別於本再会呈呈(口將四五)附錄第十五号四号紙より奉り不(異紙亦)替成の事
數あり)之は確定材料に付し本会を困らすことには之(中何一付之)

助役 日本銀行の残高、支出の概算等、就任の次、決意の思、天不

右様子録相違あり候也

(五) 本年九月二十八日

村会会長 大山 茂 ()

一香

十二番

一九五六年第五回大倉味村定例議会会録

開会日時 十二月三十一日 午前十時二十分
閉会日時 午後三時五十分

於村役所会議室

出席議員 議長 大倉茂一 副議長 宮城丈正 傍大 城記光 瑞興 志望朝一
瑞次 豊景一 崎子 良作 三浦 宮城福一 三浦 宮城仙松 三浦 手那 城花若 三浦 大城真吾
傍大 宮城長栄 傍大 津波吉新助 傍大 前田善次 傍大 宮城剛一 傍大 山城保弘 傍大 (欠員)

参事 村長 宮里金次郎 助役 根路銘安 日 収入 渡島 茂幸 吉 林 務 保 出 袋 清水
書記 神山 教三 会員 出席の旨報告

議長 欠員 (名簿記の報告のように入会員出席せずから開会致し、署名名人二名を
議長指名で差支えありませんか (異議ありと申し渡す者あり) 御出席未済との報告
二名 欠員、之十四番 欠員、にお願ひします不承の旨を承知いたしました

提案案説明のため参事として三役と関係主任を出席要請し、不承左様の中
承知願ひす。 議事日程です加議案第十九号は取復審査致し、一月間

付議事件

議案第十九号 一九五七年度本村有林伐採区域之木処分につて

議案第二十号 村有米野経営案の決定につて

議案第二十一号 村有米野経営案の決定につて

議案第二十二号 大倉味区域有林伐採区域之木処分につて

議案第二十三号 一九五七年度大倉味村才入才出予結果追加更正決定につて

議長 議案第十九号と程は、不承 (書記議案五回朗読)

番外 (有林) 村有米野経営案(十一) 条の規定に仍つて提出し、別表の喜如嘉の10林班へ、班
の七町六丁界隈村原木の松のみ伐採するにまつてあり、加雑木と混在せず
實際問題として作業困難は免れ、以上、本議案が相違出るのは明らかで、此伐採した

村長 休憩します (十一時十五分) 再開 (十一時二十分)

十四番 (副村長) 米小販の団面を見たいが次の経営案と関連するので別紙異議あり

十六番 (団長) 団面は実測団面か (然り)

議長の意見見解等あり事欠か (異議なしと呼ぶ者多数あり) 別紙異議あり之記を確定

議に付します 進行します 議案十七号と程します (書記朝読 朝読)

番外 森林法第七条、条例八条で裁決を求めた訳で提出した

議長の政府で裁決初めて経営案を制作した法冊団面も先全に裁決を求めた訳で

裁決の裁決は仍この行政本部に報告する事におつて登載する訳ですから別に

異議はないと思ひます 休憩します (十一時四十分) 再開 (十一時五十分)

経営案説明書) 団面九葉 (基本団八、経営団一) 御覧かおつて下さい

休憩します (十一時四十分) 再開 (十一時五十分)

議長 御異議ありませんか (異議なし) 進行の者多数) では議案十七号可決します

議長 議案十八号と程します (書記朝読)

番外 (村長) 政府予算額は多少の増減はあるかお解りない概算といたのはその意味で

十一番 鏡波米道の際の手は余り感心しおつて設計通り施して頂きたい

一番 この案は結構だと思ふ 延長して村を従断して欲しい

番外 (村長) 三ヶ年計画で行政本部は執行することにおつておる

部長五番 地元負担は慎重に考慮して欲しい

番外 (村長) この案は十分考慮しておる。予算計上と面でも事務処理して承認するだけ

八番 この計画は団面八イジ一迄か (然り) 三ヶ年計画で)

議長 原案如何がです (賛成異議ありと呼ぶ者多数あり) では原案可決します

議案十九号は次として議案二十号を先に上程します (書記朝読) 別紙

番外 (村長) 大変味は教育委員会、各学校の施設の改善に相当類の起

意が早急に必要と迫られた訳です 別紙字にありませうか 〇十方亦は是非共

起債し及び水は改修費がたきふい 大島味枝の一心造り校舎の屋根は今にも落ち
そうして壁に穴除て修業も出来ず空外教室の保たつておる現況です

政府の予算を当にすると七年か八年を要するといふ見込みはつかない塩尻校
の残存校舎も亦その通り腐朽甚だしい 便所も現在の位置では到底上臭く

状に運動場の関係からも修築は当然必要を要するべきであらう
津波校の便所は復元上であつて経年的見地からいへば早急に改築せねばなら

ない問題である。在知念校の場合には現在PTA会で十分とは云へないが間に合
つて余り不便を感してゐないのので後回しと云ふことにはなつた

徳遠財源は主として池田名高女子学校の生徒三十名に村する散員三名の俸給
が主たる収入です。つまり去る七月二十日の散育予算審議会で説明申し上げま

した池田名高校の学生定数減が政府で発表されておつたので減らされた三十
名をPTA会で負担するようになり三村それぞれ予算化したのが今回政府

で現状維持といふ発表がなされたのです。結局不要額をその償還
財源としたいと思ふ訳です。生徒八名の定数で大変な地んでおるが

散員三名の今の時刻十二時二十分です。休憩しませう
議長(再開しませう)十二時二十分)

十三番 十五分まで償還する訳ですがその中途中途で花畑嘉和校の施設面を
急を要する内容が出た場合は他校に優先権がありませう

参事(有永)その長については散育委員会に決定してありませう
議長 散育に關する重要な問題であり委員会でも凡ゆる角度から慎重審

議もされたことであらう原案を確定したら如何かです(賛成、異議
ありの者多数あり)御異議あると認めれば二十号議案確定議に付します

議長 中会の方め休憩の長は十五分 十二時四十分
議長 再開しませう(二十分) 議案十九号予算追加更正決定について上程しませう

奉文(校長)更正に当り既各申上り申す先ず財政調整に付金の増減が意外に
 少なかった矣、切木茶園補助打切りが復活した点、電話架設費、正目存置に於
 延療費もまた嘱託費令して少いので減った、不時の支出が増えた、北部地区
 町村長会として各区分長を令めて財分の赤字を当り五割支給を申し合せたので
 戦後最初の予当として計上したと云が主として受心され大

校長(助教)では予算を以て御説明申上り申す
 校長 休憩(三時) 説明と曾、疑核査を続行(再) 再用宣言(三時二十分)
 校長 十九号試案を以て休憩中二十分検討したのですが別々曾、同等ありま
 すか(曾、同赤しの声) 赤黒視ふのと認め所が案確定に付しなす

議長 試案(号)提案あり
 書記 試案(号)臨時出席者立合人を選んて(前住者の辞任におる)
 議長 如何なる方法で互選したらいいのですか
 副議長 各校区から推選した方がい、と思ふ
 議長 今の動議如何が(賛成の声多数)では校区別に推選願ひます(休憩)言
 議長 再開しよう(三時五十分)推選を承めたので書記をして報告させよう
 書記 左記の通り報告を承る

- | | | | |
|-------|----------|---------|---------|
| 名知学区 | 1組 大坪真秀 | 2組 宮崎剛 | 1組 宮城仙松 |
| 大島津学区 | 1組 新井茂吉 | 2組 山崎保弘 | 2組 友寄景一 |
| 塩原学区 | 1組 宮崎大心 | 2組 奥志朝朝 | |
| 津波学区 | 1組 津波右新助 | 2組 宮城福一 | |

議長 確定したので閉会しよう(四時)
 右議事録相違ありませ
 一九五七年十二月二十四日
 議長 飯
 十四番

大宮東方面(号)一九五七年度大宮味村才入才出の境界追加更正について
一九五六年十二月二十一日(日)議決、中平八号村林道新設計画承認承取に
ついて、あつたに、林道新設申請に伴つて、境界林上の大宮東追加更正
について、議決、議決を亦、(別紙)に添付する。

記

- 一 路線名 大宮味村大保大川中央林道
- 一 工事施行者 大宮味村長
- 一 工事箇所 二二林距
- 一 中台及び延長 中台二二七米 延長二〇〇〇米
- 一 工事費 七拾貳万五千円也
- 一 内訳 政有補助金五拾万四千円也
 施行者負担額貳拾万八千円也

一九五七年一月七日提出

大宮味村長 宮里金次郎

大宮味村議会議長 大山茂 (殿)

同日原案可決

大宮味村議会議長 大山茂 (議決)
議決
 長印

如字は原案と相違あり
 一九五七年一月二十一日

大宮味村長 宮里金次郎

議案第(五)号(九五七年度大宜味村才合才出予路界追加更正)の件

一九五六年十二月二十一日議案第十八号村林道新設計画案承認に
おいて議決のありたる記林道施設に伴ふ予算増訂正の件追加更正した
りて議会の議決を林の才合(別紙予算表(五)号通り)

一 路線名 大宜味村大保大川中央林道

二 事業施行者 大宜味村長

三 事業箇所 二 林取

四 延長 中線二四米 延長三〇〇米

五 事業費 金七拾七万九千四百七拾貳円也

内訳 政府補助金五拾万零二千六百参拾円也

地方負担金貳拾七万五千八百圓拾貳円也

九五七年一月七日提出

大宜味村長 宮里 金次郎



大宜味村議会議長 大山茂 (敬)

同日 原案可決

大宜味村議会議長 大山茂 (敬)



右議決書内容原本と相違あり字也

九五七年一月二十一日

大宜味村長 宮里 金次郎

鐵道中二ノ方由寄附採銀銀

長和乃亦主木工事當ハ対シ左記ノ通り寄附採銀銀あり事ナリ
此金ノ承知如左承知事年

寄附採銀銀

金貳拾陸萬六千石也

如金銀大保大川中央林道工事費地元分租金として夫後移管下
下寄附銀ハ左ノ事年

一九五七年一月七日

塩屋字三ノ長火表宮城友助

一九五七年一月七日提出

大塩味村長宮里金次郎

大塩味村長宮里金次郎一殿

同日原案可決

大塩味村長宮里金次郎一殿

如左案相違あり事也

一九五七年一月二十一日

大塩味村長宮里金次郎

議案第二号寄附採納認定承認記のつて

長がゆふ土木工事等、ト村之左記の通り寄附採納額があり、多量なので、散会の承認を求めます

寄附採納額

金貳拾壹万五千八百四拾弍円也

右金額大係大洲林道工事費地元負担金にて夫役換算にて寄附したとす

一九五七年一月七日

塩屋学区区長代表宮城友助 (印)

一九五七年一月七日提出

大塩味村長宮里金次郎 (印)

大塩味村議会議長大山茂 (殿)

同日原案可決

大塩味村議会議長大山茂 (印)

右議決書の内容は原本と相違ありませ

一九五七年一月二十一日

大塩味村長宮里金次郎

議案第五号大直味村々有地売會譲渡処分について

現行政府移住地開闢事業に伴ふ村有地賣會譲渡について

左記に依り処分せんとす可

記

土地の表示

大字名	小字	地番	地目	地積	摘要
大直味 字大保	江洲原	三二六	山林	三六三坪	道路用地
字白旗	洗田原	四四四	山林	五七〇坪	
計				五三三坪	

評価額については政府と協議の上

九五七年六月八日提出

大直味村長宮野金太郎

大直味村議会議長大山茂 殿

決可禁原日圖

(正 11)

議案第五号 大宜味村有地売買譲渡処分について

琉球県政府移住地開発事業に伴ふ村有地賣買譲渡について

左記に依り処分せんとして

記

土地の表示

大字名	小字	地番	地目	地積	摘要
大宜味	江洲原	三二六	山林	三六三坪	道路用地
字大保	洗田原	四四二	山林	五四七〇坪	
字白洗				五六七三坪	
計					

評価額については政府と協議の上

九五、六年六月八日提出

大宜味村長宮里金太郎



大宜味村長宮里金太郎 一取

同目錄卷一

議案第五号 大壺味村の所有地売却と譲渡処分について

琉球州政府所有地用跡地市営条件付所有地売却と譲渡処分について左記のとおり
処分せんとす

記

土地の表示

字名	小字名	地番	地目	地積	備 考
大壺味村字大保	江洲原	三三六	山林	一五八〇七三坪	内三九六二坪は 道路用地

評価額については政府と協議

一九五七年六月八日提出

大壺味村長宮里金次郎

大壺味村議会議長大山茂(殿)

同日原案可決

鐵字第五号 奈良村有地売書、譲渡処介子にて

琉球政府得任地内雑事業に伴ふ村有地売書、譲渡子にて
左記キより地分出ルモノナリ

記

土地の表二小

大字名	小字名	地番	地目	地積	積算
字大保	汪瀬原	三二六	山林	三九六三坪	道路用地
字白浜	洗田原	四三〇	山林	五四七〇坪	
計				五八〇三坪	

評価額は坪当り金六円とす

一九五七年二月八日提出

奈良村長宮里金次郎

奈良村長 宮里金次郎 殿

同日原簿に記

（九五）年度第二回大塩味村定例議会日誌録

日時（九五）年六月八日 午前十時四十五分開会
場所 村政新会議室

出席者 議長大出茂（副議長宮崎文正 席大坪衣光 議長志里朝）
議員 渡辺忠景（橋本克彦 高松城福 橋本那雄 文島文雄 池田正行）
十四名 防衛部長赤津津波吉新 防衛本部長有田忠雄 剛一 防衛部長
欠員（橋本） 防衛部長仙松（旅行中）

参考 有田本部長金次郎 防衛部長松尾安司 収入役奥村俊幸 文
書記 神山敬之 出席者 十四名 旅行中一人 欠員一人の旨報告あり
議長 開会（一言）、概ね一（欠員）一名で全出席者あり、各個人三人
長指名で、いかを向えば里（代表）と評ふるあり、四男、十二男指名あり
参考として之役の出席と要請し、これより出席の承諾あり
議事日程（一）は（白限）にし、大いとの心あり

付録事項
議案 中野（九五）年度大塩味村入才出才予当茶色加受心決定について
議案 中野（九五）年度大塩味村公有地売却譲渡処分について
議案 中野（九五）年度（豊後）議案（吾朝議）
副議長（宮崎文正）休憩中、之當局の説明を求め、大い
議長、今この休憩中、如何に不十分（賛成の者多数あり）では休憩中

休憩中の概要

参考（副議長）別紙予当茶色加受心次説明を求む、才出才入について
参考（議長）九五年度は総令推進会を見送る、その基準と力を注ぎ、各団体の

才五才校案キトフニハ十分説明して頂言御検討ト考れ不し不ウテ御礼如蒙
が有リまし不らどうぞ(曾ハ亦ハ異議不しノ事多数有リ)御禮ハ亦御無儀
ト認メ確是誠ト付シテ、此レト成事日程モ終ラ不し九日ニ閉會トモ
午後二時五十分

右決事録相奉)あり御礼

一九五七年六月八日 議長

四男

十三男

才入 金五九三五・三九九
 才出 金五九三五・三九九
 差引残 四一五九・八

了了 出来高
 決り 出来高
 了了 出来高
 決り 出来高
 要事年度繰越

十四番(宮城美正)臨時出張検査立会人として結果の報告を致し、昨年三月十四日十五日と三日
 同日より検査立会人として才入才出諸項目を数照合の結果正確に同意し、不と認められ
 立会人際し要望した点は三日間では時間が足りず、感がある。それら目録の收支が
 明確に把握することは、本処理時の都合で無理な点と思ふが、善処方を希望する。原簿整理
 十五番(前田善秀)立会人が確認しておるので、概多進行して下す。
 十六番(宮城心秋)査察向うに才入才出の簿籍について、満足は、指導事項等、その不要等の理由は、
 参考(米入銀)の今上、才入の簿籍、向うに送るべき。既に更正の簿籍、査察会に承認の上の
 執りでき、つまり、前年善及等の本上、解務局、に送るべきこと、これを知り、知れと思ふが、所
 十七番(宮城明)査察向うに才入の不足は、山村として望ましく、存案不振の要因、何
 処にある。殊に、勘務局の成績が不振のよう、思はれる。今後の対策、について
 参考(米入銀)の才入、才出の簿籍、原簿、持台、不出張中で詳細について、後明、答九
 号、七、八、九、の欠、角、不振、対策、として、四、校、区、に、奉、託、勘、務、局、と、五、七、年、度、から、復、習、打、算、し、た
 十八番(大塚正秀)政府指令、通知、のため、不用、類、に、ふ、つ、た、実、情、等、付、記、説明、して、欲、し、
 参考(米入銀) 預定、して、表、に、副、に、た、摘要、欄、に、現在、の様、式、では、厭、な、
 十九番(大出茂一)別、に、申、上、り、あり、ます、が、(異、議、を、し、進、行、する、者、多、数、あり、) 而、異、議、不、し、と、認め、原
 簿、承認、の、点、を、以、て、才、入、才、出、の、簿、籍、を、上、程、し、ます、(要、記、朗、読、)
 参考(村長) 印、子、元、に、差、し、と、が、た、予、算、案、は、暫、定、的、な、性、格、を、帯、び、た、故、に、こ、こ、將、来、
 更正、が、必、然、的、に、亦、る、。市、村、税、法、改、正、の、立、法、要、件、等、に、お、り、お、る、が、その、趣、意、に、お、いて、は

議長 本会状再開しませ (午後四時七分)

議長 中七号才人才出(松原会)殿いませ

十番(宮野文二) 二日間ト百リ十々枚討書成し別致修正の案も不と認め村民負
担の過重も有り得ない見解もあつておらと回心はれろので原案に替成しませ

議長 今副議長からの原案も替へる意見もあらずが別に御意見が！
(原案も御意見と認めざる者多数あり) 御意見不と認め全会(改定)決定候しませ

議長 引続之議案中八号村中(時借入決定の件)と程しませ (吾兄朗読)

参事(收入係)の承知の通り 毎月の度初めに(時借入)として扱束してありま
すが理由としては備前の徴収迄の期間一定の定回期がありますので徴収
のある迄人借束の支弁及び中七号議案(可決)にふりまじらのでそのうち(時借入)の
ための借入の理由が必然的に生じる故でありませ 借入額四拾万としま
したのもその月の状況の差化(まり)ゆゑにもよりませのでそうした支弁(勘定)として
借入する額を最高借入額を四拾万としましませすから左様に申
書候殿いませ

十番(副議長) 諸君の御課関係もあらずので本と本事借入可決してありませ
ので果敢ありませ

議長 今今の替成意見もつて別に御意見等があまじらどうせ！
(御意見不と認めざる者多数あり) 御意見不と認め全会(改定)決定候しませ

議長 これで議事日程は終へ九号に休会しませ (午後四時十五分)

右様ご縁御座りませ

元皇紀 本年六月二十七日

議長 大山茂 (

十番

議案第九号大空味教育委員会学校便所新築並に
校舎修理事業の修理事業継続について

正五六年十二月二十日議案中二十号大空味教育委員会起
案係託について事業継続の承認を請求せしむ

正五七年七月十五日提出

大空味村長宮里金次郎

大空味村議会議長大山茂一殿

一九五七年九月五日村定例議会記録

日時 一九五七年九月五日午前十時十分開会 午後三時閉会
場所 村役所会議室

出席議員十五名

席次	議員氏名	席次	議員氏名	席次	議員氏名	席次	議員氏名	参考人
一	大城記光	五	宮城福一	九	宮城長栄	十三	宮城剛一	村長 宮屋金次郎
二	黒木栄朝 (一)	六	宮城仙松	十	澤波吉新助	十四	副宮城文正	助役 根路能安男
三	灰野可景 (一)	七	大城直一	八	前田善秀	十五	大田山茂 (一)	役人 灰野可景氏
四	平貞作 三	八	大城直一	九	前田善秀	十	山城保弘	

本日の村定例会には、記号三の出欠あり、報告(出席十三名、欠席二名、十番十三番)欠席十名、大田山茂(一)のみ出席の報告あり、此定足数に達したため開会いたしました。

例により署名人二人、議長指名でよろしいですが(異議なしと呼ぶ者あり)而も議長として認められ、議長に就任いたします。

議程は、議案第十号は最後に上程したいと思っております。日程は、一日で終了したいと思っております。多くと説明をして頂くために、参考として三つの出席を要請いたします。

本日の村定例会

議案第十号、大塩味村選挙管理委員会及び神倉倉の選挙について

議案第十一号、大塩味登記所の設置に伴ふ敷地借、借、借の決定について

議案第十二号、港灣区域の敷設について同意を求めんとす

議案第十三号、議案第十号から先の上程いたします。当局の説明を求めんとす

参考(村長)一九五七年の議会の議決で買収した村有地、一七、〇〇〇円で登記所の後活については、群馬県政府の議決で、議決通り帰還しては、大

電字別添

宣明會を以て在地の現教地を以て之と認められたいが國政府の陳情を以て之を以て意見が村立して当時の平衣知事は決裁し憚人として之を以て大監味にも敬置せよ今日に至つた、今回更に陳情書を制作し隣村の協力を求めたいが東木村は同意したるが國政府は拒否したる結局政府は戦前通り大監味を以て復治を認めず予貸亦措置をして現地調査に於て現在大業農協から本同一五。向の管、然、料が不入と云つて居る建物は三〇、〇〇〇白

不売却し大行政府としては教地會、上げの意向である
副議長(菅峰丈正) 休憩後動議あり(動議成立)
議長 動議成立しましたので休憩し多分(午後十時五十分)
議長 再開いたします(午後十一時)

教地會貸借料は月坪当り五ホト政府予貸の都合如何に於ては当局に任して四ホト迄は引下げてもいい。討論の方法としては工字着工の日からとする

教地會の建築課と連絡の上予務処理するよう要請をする。
議長 別に即意見等ありませんか(異議なしの声多数あり) 同意せず認め確定議に付す

議長 提案中十三号港湾区域の設案について、上提し多分
参事(村長) 港湾法の立法により塩尻港を避難港として申請したるので同意も亦あるために提案したるようすることと云つて何故否も義務づけられて施設をするようである 戦前戦後を通じて再三陳情したるが港湾法の立法を認めないのて今日に至つた

参事(助役) 港湾法朗読説明す
副議長(菅峰丈正) 申請後認可から施設が出来ずか

参事(村長) 施設申請の規模に於て予貸并給の都合で、不可は明言できずか
法的には避難港の施設補助は十分の十以上と云つて条件はよい

議長 大業協同会制度の設案の認可申請手續を至早急進して欲しい。確定議に付し多分

校長 休憩（長しき事） 午後十一時五分
（中昼）

校長 再開しき事 投票管理委員の選挙について（終しき事）
校長 選挙の方法についてお話ししなごが如何なる方法で、原則として推薦状か
副校長 学校区単位では適任者がよく解るから校区単位で推薦し選挙なし
と思ふ

校長 今の副校長の御意見のよう校区単位の推薦選挙について御意見あらば
お伺いしたい（皆、誠身果敢とした声多数あり）

校長 御異議ありと認め推薦して頂きます
（各、文相並にあり）各学区から一人を推薦し、殊一人は委員会、全委員で推薦して如何不

校長 休憩（長しき事） 午後二時十分
再開（二時五分）

書記（神山教三）選挙の終末結果を垣記の通り報告す

選挙管理委員代名

補充委員代名

出島 榮久吉（喜如嘉校区）

金城 保太郎（村一月）

天野 鐵助（村一月）

宮城 調完（喜如嘉校区）

大城 親喜（大空東校区）

金城 新豊（大空東校区）

新城 吉太郎（塩尻校区）

真 新保 市（塩尻校区）

神山 豊志（津波校区）

津波 右清 松（津波校区）

校長 選挙は終了しましたので本日の日程を閉ちることにしき事
用会（午後二時十分）

右職分録相違あり事也

元禄七年九月五日

議長

七番

八番

一九五七年第一回臨時總會報告書

開會日時と場所 一九五七年九月二十五日午十時三十分 於村役所會議室
 開会の日時 同日 十一時五分

出席者 十五名

席次	職名	氏名	席次	職名	氏名	席次	職名	氏名	席次	職名	氏名	参考人
一	議長	大塚記光	五	書記	宮城福市	九	書記	宮城長栄	十三	書記	宮城剛一	村長 宮屋金太郎
二	書記	長尾昌朝	六	書記	宮城仙松	十	書記	津波吉新助	十四	書記	宮城文正	助役 根崎敏安
三	書記	友岡景一	七	書記	分那埤地松	欠	書記	長 大川茂一	十五	書記	長 大川茂一	収入役 山崎幸三
四	書記	平良作三	八	書記	大塚真次	十二	書記	前田善秀	十六	書記	山城保弘	書記 神山教三

書記 神山教三より出席報告す
 議長 今書記の出席報告の通り、全会、出席者が会は成立、開会し、
 出席者二人、書記長指名で長尾文元あり、書記長(異議なしと判る者あり)
 書記長 長尾文元と認め、一巻、十六巻、議決書、お読みし、
 議事日程についてお読みし、
 議事 議事録をもち、
 議事 議事録をもち、
 その次、参考人として、
 本日の付議する事件

議案第十三號(五十年度大塚味蔵月費)(借入保証)について

議長 議案第十三号、大塚味蔵月費(書記長) 当局に説明を求め、
 参考人(村長) 志郎二十(書記長) 会に借入について決定はあり、
 村長 借入保証の議決を求め、
 書記長 借入保証の議決を求め、
 書記長 借入保証の議決を求め、

承諾書

凡五八年度教育予算に於て(附借)の件に於て
連帯債務者たる事既に承諾し候事

凡五七年十月七日

大宜味村長官舎金次郎

荒井銀次名護支店長 致謝書 殿

先下辺工名高教地について概算申し上げ、数多之分筆を承りおろす。当時辺校誘置に際し国政村に教地無償提供を申し出、村委員会として東村と協力高難を押し教地提供に成功現在の遺境を觀せ、当時人間苗圃優待線町臨人に於ては代替地も地主の細得を漸く得た、不現在では再び元の原形と化し十三年を經過した地の狭性は余りにも大之、提訴事件迄問題化した。然れども不承承とお説か申し上げ、校舎を確保し有物券移り意思を消してゐる村民の受益は亦相懐り性も多し

中長村民委員会も政府思上り決裁をいそがし、都市地とは花村の場既存建物及び教地が継承され地は買収認められ、農村地は是の邊で不承承を甚しし

最年月工代りの支払も出来ず、賦性心でしが幸、政府が江洲用橋事業に伴、九拾参万余の村有地思上りが支払はれることになり、辺高教地代り五十万も支払はれる

有英会に十万余残額を村費に計上し、然るべし、即ち借款終了

十二番(朝田善秀) 辺高教地代り結構だと思、幸、有英会資金の現在高はどの位か
村長(宮原金次郎) 村費から十万余、貸主家から三万余申込、約八万余

それで津波校で通信校で資格を得たので、幸は是非在学せねばならず、の、現在貸主中

十三番(山城保弘) 只今の提案賛成します。(例で車が買上げられ、生活苦におろり肉親を頼り、渡りし方もある、基本財産からの収入でフルーガー耕うり機購入には如何)

八番(大城無香) 教地代の教額ほどの位か(全く支払へず、田畑別に評価準備不先決)

二番(長島聖朝) 十三年も教地料未払は村の恥、早急支払を要望(村費使途の説明も)

五番(山城福一) 早期支払が賛成、国政側も済まぬ、村有地の耕作可能は甚、荒地が相当ある
と、ふ、個所を個人で自作して、私下げ、早急に問題を解決して地主に報らうらう

六番(大城宗秀) 学校教地は将来村有地とみるか(然り) 有英会の貸足は何時頃不
りか(東本三月頃とぶらうん) 村費、使途、つ、この構相心は、

参(村長) 予算技術ともよろから、春教地の祭言も、フルーガー購入は喜同の、若
兄は借り方も効果的、だ、このこと耕うり機自動、この機購入の構相心もある

十四番(宮崎正) 本件については總体的に異議は無い、教地代支払についての苦勞を
政府思上りは実現して欲しい

十三番(宮城剛一) 本件の目標は正当であつて促進が望ましい、村に買上げられ、村の基本財産を
他の基本財産と処分して、村有地とした、借入功績を讃へて替意を承す

村長大体意見(致して、如何かです(異議なしの、声多敷あり) 御異議ないと認め、裁
決、十五歩強定款も付し、本日の議事は終結、十一月二十八日

右議事録相違あり、何人

正五年五月十日 議長 二番 十四番

第... 喜如嘉論棟所... 之

慶長... 無償譲渡... 之

元禄... 二十... 日... 候... 出

森本集 吉里金次郎 印

大森村... 會... 談

由城... 新... 福殿

付託条件

喜如嘉論棟所建物を平衣花太郎氏に譲渡するに当り
右記条件を付す

記

(一) 現在敷地にて医師所建物を必ず使用のこと

(二) 平衣氏が同建物を使用せざりたる場合、貸付又は
譲渡する場合にも医師所として継続させること

同日原案可決す